

文京区バリアフリー基本構想

平成 28 年 3 月

文 京 区

誰もが暮らしやすい安全で快適なまちづくりをめざして

本区におけるバリアフリーに関する取組みは、法や条例等の規定に基づき、駅や道路の改修、施設の新築・改築などの機会を捉え、行政や事業者等が各自の責任において整備を進めることで成果を挙げて参りました。一方で、事業主体や施設利用者の対象が異なる施設間での移動に関しては、一体性・連続性が図られていないことが新たな課題となっています。また、交通対策基本法、障害者差別解消法等の法整備が進み、これまで以上にハードのまちづくりとソフトの福祉政策が連携した、心や情報の視点からのバリアフリー推進の必要性が高まっています。



高齢者、障害者、妊産婦、けがをしている方など誰もが同じように暮らすことができる「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、安全で快適に自立した生活を営むことができる環境整備が求められています。

2020年には、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることから、国内外から訪れるパラリンピアンや観光客を含め、誰もが安全に移動し、施設を利用することができるよう、バリアフリーの整備を進めなければなりません。

このような社会状況の変化を踏まえ、区内全域を重点整備地区とする「文京区バリアフリー基本構想」を策定いたしました。策定にあたっては、高齢者や障害者団体、子育て世代、地域の皆様、公共交通機関や施設設置管理者を委員とする協議会を設置し、各委員の状況等について相互に理解を深め、誰もが暮らしやすい安全で快適な移動の円滑化の促進に向けて、様々な立場からご協議いただきました。

また、まち歩きワークショップや地域懇談会をはじめ区民説明会、パブリックコメントにおいても多数のご意見をいただき、これらのご意見は可能な限り本基本構想に反映いたしました。文京区バリアフリー基本構想に掲げた目標「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の実現に向け全力で取り組んでまいります。

結びに、本基本構想の策定にあたり長期間の協議・検討にご尽力いただきました各位、貴重なご意見やご提案をいただきました皆さまに厚く御礼申し上げます。

平成28年（2016年）3月

文京区長

成澤廣修

目 次

第1章 策定の背景	1
1.1 バリアフリー基本構想とは.....	1
1.2 背景と目的.....	1
1.3 区の概況.....	2
1.4 区民参加の取組.....	8
1.5 バリアフリーに関連する動き.....	9
第2章 バリアフリー法について	11
2.1 バリアフリー法の概要.....	11
2.2 バリアフリー基本構想で定める事項.....	11
第3章 文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方	13
3.1 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ.....	13
3.2 バリアフリーの目標.....	13
3.3 目標年次.....	13
3.4 文京区におけるバリアフリーの推進.....	14
3.5 検討組織及び策定の経過.....	15
第4章 重点整備地区の設定	17
4.1 重点整備地区の設定.....	17
4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定.....	18
第5章 移動等円滑化に関する事項	22
5.1 移動等円滑化に関する主な基準等.....	22
5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項.....	23
第6章 心のバリアフリー等のソフト施策	37
6.1 心のバリアフリーの推進.....	37
6.2 区の特성에んじたソフト施策等の推進.....	39

第7章 地区別計画に関する基本方針	41
7.1 都心地域.....	41
7.2 下町隣接地域	43
7.3 山の手地域東部	45
7.4 山の手地域中央	47
7.5 山の手地域西部	49
第8章 バリアフリー基本構想の実現に向けて	51
8.1 地区別計画の策定.....	51
8.2 バリアフリー基本構想の進行管理	52
参考資料	53